

活かしてナンボの会計

曙ブレーキ資金繰り悪化で私的整理へ

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 事業再生 ADR 手続申請

今年1月に、東証1部に上場している曙ブレーキ工業株式会社(以下、「曙社」とする。)が、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生 ADR 手続」とする。)の適用を申請した。事業再生 ADR 手続とは、会社更生法や民事再生法等に基づく法的整理以外の再建方法で、私的整理の一種である。債権者のうち金融機関のみが対象となる手続であり、仕入先等の金融機関以外の債権者には影響を与えないように手続が進められることとなっている。

曙社も、事業再生 ADR 手続適用の申請が受理されたことを受けて、30行以上と報道されている取引金融機関に対し、借入金返済の一時停止の通知を送付したとのことである。また、当面の資金繰りをより安定させるため、主要取引金融機関による DIP ファイナンス(すべての取引金融機関による事業再生 ADR 合意成立までのつなぎ融資)等の資金繰り支援も準備されているとのことである。

翌2月には、第1回債権者会議が開催され、取引金融機関に対し事業再生 ADR 手続に基づく事業再生計画案の概要の説明がなされ、当該計画案を決議するための債権者集会まで借入金返済の一時停止を延長することがすべての取引金融機関により承認されたとのことである。さらに、主要取引金融機関による DIP ファイナンス等による資金支援、及び、当該資金支援に関する債権について優先弁済権を付与すること等についても承認が得られたとのことで、曙社の事業再生 ADR 手続は、大きな混乱もなく進んでいるようである。

曙社が、事業再生 ADR 手続適用の申請をしなければならない事態に陥った理由は、GM等の米国自動車メーカーの乗用車生産からの撤退や生産現場の混乱から次期モデル用ブレーキ製品の受注を逃したことなどにより北米事業が不振に陥り、グループの一員である米国子会社において、135億円もの減損損失の計上を余儀なくされ、第3四半期の赤字が177億円に膨らみ、株主資本が49億円のマイナスとなったことで、借入条件の財務制限条項に抵触し、一部の銀行借入の約定弁済が困難となったことにあるとされている。なお、2019年3月期決算第3四半期決算において、上記借入金の返済困難を理由として、初めて継続企業の前提に疑義がある旨の注記(以下、「GC注記」とする。)が四半期報告書に記載された。

曙社の事業再生 ADR 手続適用の申請は、銀行の決算まで影響を及ぼし、武蔵野銀行は、2019年3月期決算第3四半期決算において、曙社への貸出金70億円を償却した結果、最終損益が12億円の赤字となった。

2. 資金繰り実績の分析

曙社の2018年3月期の有価証券報告書には、継続企業の前提に関する重要事象等について、手元流動性が不十分であること等から、重要な疑義を生じさせるような事象が存在することを記載しているものの、メイン行を中心とする取引金融機関から今後の支援について合意を得ているので、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと判断し、GC注記は記載されていない。

曙社の同3月期のキャッシュフローでは、フリーキャッシュフローは、目標の30億円を上回る83億円を達成したものの、営業活動によるキャッシュフローは、193億円で、同3月期の長期借入金の返済額243億円に対して50億円不足している。この不足分は、金融機関と締結しているローンコミットメント契約等により借換しているものと想像される。

借入の返済を新たな借入で行うことを余儀なくされているような財務体質の改善を必要とする企業は、曙社のように自動車レースの世界最高峰のF1における有力チームであるマクラーレンにブレーキパーツを供給するほどの技術力を有していたとしても、自社の経済環境の僅かな悪化で資金繰りに大きな影響を及ぼす可能性があることに留意する必要がある。